

国立登録センター（CNR） （エルサルバドル） （指定官庁又は選択官庁）

目 次

国内段階－概要	収録済
国内段階の手続	情報は現在準備中

略語のリスト

国内官庁： 国立登録センター（CNR）（エルサルバドル）

指定（又は選択）官庁 SV	国立登録センター（CNR） （エルサルバドル） 国内段階に入るための要件の概要	概要 SV
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月	
国内官庁は権利回復を認めるか （PCT規則49.6）？	認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	スペイン語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（これらの要素のいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料	通貨：米国・ドル（USD） 出願手数料 ¹ USD 57.14	
国内手数料の免除、減額又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

¹ PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

S V	国立登録センター (CNR) (エルサルバドル) (続き)	S V
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2)	国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名 ^{2, 3} 出願人の名称変更を証明する書類 ³ 国際出願の翻訳文3通 ³ 出願人がエルサルバドルに居住していない場合には、代理人の選任 代理人を選任する場合には、委任状 該当すれば、電子形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列表	
誰が代理人として行為できるか？	エルサルバドルで登録されている代理人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか (PCT規則49の3.1)？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。適用される基準については国内官庁に確認されたい。	

2 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

3 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知を受領した日から2か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。